

平成30年8月31日

お客さま各位

青森県信用組合

## キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限のお知らせ (振り込め詐欺被害の防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、ご高齢のお客さまをATMに誘導して電話で操作を指示し、預金を不正に振り込ませる「還付金詐欺」等の被害が多発しております。

当組合では、こうした被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、下記のとおりキャッシュカードによるATM振込の利用を一部制限させていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となるお客さま

- (1) 平成30年8月末現在で満70歳以上の個人のお客さま、かつ過去2年以上キャッシュカードによるATM振込のご利用がないお客さま。
- (2) 平成31年3月末以降は、毎年3月末・9月末現在で満70歳以上のお客さま、かつ過去2年以上キャッシュカードによるATM振込のご利用がないお客さま。

#### 2. 利用制限の内容

キャッシュカードによるATM振込の限度額を1,000円とさせていただきます。

#### 3. 対応開始日

平成30年10月1日(月)

#### 4. その他

上記のお客さまがキャッシュカードによるATM振込をご希望される場合は、キャッシュカード、お届け印、本人確認書類をご持参のうえ、平日の営業時間内に当組合窓口へお申し出ください。本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

※ なお、キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引き出し」は従来通りご利用いただけます。

以 上